

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 5 前払式支払手段発行者関係 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－6 <u>電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、基準日報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</u></p> <p><u>(1) 主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長が、事前に、基準日報告書の提出に係る前払式支払手段発行者の電子メールアドレスについて把握していること。</u></p> <p><u>(2) 当該財務局長から、当該前払式支払手段発行者に対し、上記(1)の電子メールアドレスからの基準日報告書の提出を受け旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 当該前払式支払手段発行者が、上記(2)の連絡を受けた後、当該財務局長に対して、上記(1)の電子メールアドレスから基準日報告書を送信すること。</u></p> |